

### 都市交通ワークショップのお知らせ



地域における交通の特性や課題、都市交通に関する市民のニーズを把握することを目的にワークショップを開催します。都合のよい時間にご参加ください。

▶日時 2/23(日) ①10:30開始  
②13:30開始(①②は、同様の内容です) ▶参加費 無料

▶場所 宜野湾市マリン支援センター  
▶申込 上記二次元コードより申込み  
▶締切 2/20(木) 17:00まで

☎都市計画課 ☎893-4161

### 『緑の募金』へのご協力をお願いします



下記期間において緑の募金運動を実施します。皆さまからいただいた緑の募金は、森林整備や地域の緑化推進に関わる活動を支え、よりよい環境を作り出すために役立てられています。市内では、学校や自治会等、各種団体への花苗の配布や、産業まつりでの苗木の配布など、緑化活動を推進しております。

▶募金期間 2/1(土)~4/30(水)  
▶集中期間 2/1(土)~2/28(金)

☎都市計画課 ☎893-4161

### 博物館市民講座 受講生募集!



【真栄原・佐真下の生活史】  
真栄原・佐真下の戦前の様子や人々の暮らし、精神文化を紹介します。

▶日時 3/2(日) 14:00~16:00  
▶受付 13:30~ ▶受講料 無料  
▶場所 市立博物館2階「研究室」  
▶講師 仲村 元惟(元宜野湾市史編集委員会 委員長)  
▶定員 ①②ともに先着順

①来場参加:40人  
②オンライン参加(ZOOM):100人

▶申込期間 2/9(日)~3/1(土)  
▶申込時間 9:00~17:00

【めぐてい!イガルーシマ真栄原・佐真下】  
屋取集落である真栄原・佐真下の街並みの中に残る戦前の様子や言い伝え等を、徒歩でめぐりながら紹介します。

▶日時 3/9(日) 13:30~16:00  
▶受付 13:00~  
▶受講料 50円(保険料)  
▶講師 平敷 兼哉(市立博物館 館長)  
▶集合場所 比屋良川公園 駐車場  
▶定員 25人(定員に達し次第終了)  
▶申込期間 2/16(日)~3/8(土)  
▶申込時間 9:00~17:00

☎市立博物館 ☎870-9317  
(火曜・祝祭日は休館)

### セグロウリミバエ防除の協力に関するお願い

令和6年3月以降、沖縄本島地域において、主にウリ科(ゴーヤー・ヘチマ・モウイ等)の農作物の害虫である「セグロウリミバエ」がトラップ調査により発見されました。海外から侵入してきた外来種のため、本種がまん延すると農作物に多大な被害を及ぼす恐れがあります。沖縄県では関係機関と連携して発生状況調査・防除を実施しております。本種の根絶に向けた防除に下記のとおりご協力をお願いいたします。

- ①当面のあいだ、家庭菜園でのウリ科植物の栽培自粛
- ②不要なウリ科果実を庭先や畑に放置せず、ビニールで密閉処分
- ③食用栽培する場合は、農薬の散布や果実が未熟なうちに袋がけをする
- ④上記対策を実施していないウリ科果実は、当面、地域から持ち出さないください

☎沖縄県病害虫防除技術センター ☎886-3880  
☎中部農業改良普及センター ☎894-6521

### 火葬料等負担軽減事業補助金のお知らせ

本市では、火葬料等の負担軽減を図るため、その費用の一部について補助金を交付しております。

▶対象者 下記の場合に火葬料を支払った者

- ①令和5年4/1以降に住民が死亡し、火葬したとき
- ②令和5年4/1以降に住民の胎児が死亡し、火葬したとき

▶補助金の額 1回あたり15,000円  
▶申請期間 火葬料等を支払った日の翌月から起算して、6カ月以内

※令和6年8月に火葬料を支払った方は、令和7年2月末日が期限です。申請忘れにはご注意ください。

▶申請に必要な書類 火葬許可証の写し、火葬料の領収書の写し、火葬料の支払者名義の通帳

※申請については、市役所別館2F・環境対策課窓口までお越しください。申請から補助金交付までは1、2カ月かかります。

☎環境対策課 ☎内線2614・2615

### 軍用地の買取りについて 令和6年度受付終了および 令和7年度「仮申出」受付のお知らせ

令和6年度の普天間飛行場における先行取得につきまして、多くの地権者の皆さまにご協力をいただきありがとうございます。おかげさまで予算の上限に達したため、令和6年度の「申出」受付は終了いたしました。

つきましては、令和7年度の買取りに向け「買取申出の仮受付(仮申出)」をいただいた地権者の方は、令和7年度の土地先行取得を優先的に調整させていただきます。

▶仮申出受付期間 3/31(月)まで

☎まち未来課 ☎893-4401

### 市民会館ガイド(3月)

沖繩国際大学吹奏楽部定期演奏会

▶開演日時 3/9(日) 16:00~18:00  
▶開場 15:30  
▶入場料 無料(整理券なし)  
▶問合せ 沖繩国際大学 学生部 ☎893-7686

### ハンセン病元患者のご家族へ

~対象となる方々に「補償金」を支給します。秘密は守られます。~

○秘密は守られますので、まずは、お電話でご相談ください。不安なお気持ちやご質問にも丁寧に答えます。

○この補償金は、国が、誤った隔離政策により、元患者のご家族の皆様にも多大の苦痛と苦難を強いてきたことを心からお詫びし、その精神的苦痛を慰謝するためのものです。

(ア) 配偶者(事実婚も含む)	補償金額 180万円
(イ) 親、子	
(ウ) 祖父母、孫	
(エ) 兄弟姉妹、孫の配偶者及び配偶者の親・子等	補償金額 130万円
(オ) 祖父母、孫の配偶者及び配偶者の親・子等	
(カ) 兄弟姉妹、孫等の配偶者、ひ孫、おじ、おば、おひい、おひい	

厚生労働省 補償金相談窓口  
電話番号 03-3595-2262  
受付時間 10:00~16:00(土日祝日を除く)

※同居など一定の条件が必要なお知らせがあります。

### マイナンバーカードの受け取り場所のご案内

マイナンバーカードに係るお手続きは「宜野湾市役所1階 市民課3番窓口」にて行っております。

※交付通知書(はがき)の受取場所に「マイナンバーカードセンター」と記載されている場合がございますのでお間違のないようご来庁ください。(令和5年12/27をもってマイナンバーカードセンターは閉所しています)

☎市民課 ☎内線2773・2774

### 情報・募集

### 2月28日(金)は固定資産税第4期の納期限です。

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。

	固定資産税	市県民税
第3期	12月25日	
第4期	2月28日	1月31日

都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡下さい。

☎納税課 ☎内線1942~1946

### 令和7年度 市・県民税兼国民健康保険税申告のお知らせ

▶受付期間 2/17(月)~3/17(月)  
▶受付時間 9:00~15:00(今年度から受付時間が変わります)  
▶受付会場 市役所1階正面玄関前申告相談会場

※申告会場での混雑防止のため、なるべく郵送での申告書提出をお願いします。

▶市・県民税の申告が必要な方 令和7年1月1日現在宜野湾市に住所がある方で、昨年中に収入があった方は申告してください。また、収入がない方でも国民健康保険税や介護保険料などの減免や軽減を受ける方

【注意】下記については、市役所では受け付けできないので税務署申告会場で申告してください。

- ・確定申告の郵送受付
- ・青色申告
- ・不動産譲渡(収用を除く)
- ・亡くなった方の申告
- ・初年度の住宅ローン控除
- ・外国税額控除
- ・先物取引や仮想通貨に関する申告
- ・消費税
- ・相続税
- ・贈与税

▶沖繩税務署からのお知らせ  
令和6年分の所得税、消費税および贈与税の確定申告について、沖繩税務署ではスマホやパソコンによる確定申告書の作成・送信を推奨しています。

○確定申告会場(イオンモール沖繩ライカム)の開催日は、令和7年2/17(月)~令和7年3/17(月)です(土日・祝日は除きます)。なお、確定申告会場にご入場いただくためには「入場整理券」が必要です。LINEアプリで「国税庁」を友だち追加していただくと、LINEトーク画面から入場整理券を事前に(2/7(金)から入手可能)入手することが出来ます。

☎沖繩税務署 ☎938-0031 音声案内「1」を選択して下さい。

国税庁LINE公式アカウント ▶ マイナポータル連携特設ページ ▶



## 令和7年 春季全国火災予防運動

「守りたい 未来があるから 火の用心」 2024年度 全国統一防火標語

期間 3/1(土)~3/7(金)

火災が発生しやすい時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的として、毎年この時期に実施しています。

### 住宅防火 いのちを守る10のポイント

#### 4つの習慣

- ①寝たばこは、絶対にしない、させない
- ②ストーブの周りに燃えやすいものを置かない
- ③こたろを使うときは火のそばを離れない
- ④コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く

#### 6つの対策

- ①ストーブやこたろ等は安全装置の付いた機器を使用する
- ②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する
- ③部屋を整理整頓し、寝具、衣類およびカーテンは、防火品を使用する
- ④消火器等を設置し、使い方を確認しておく
- ⑤避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく
- ⑥防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

**住宅用火災警報器** 奏功事例紹介 ▶

設置しましたか?設置は義務です!  
※当市の住宅用火災警報器設置率59% (令和6年6月現在)

住宅用火災警報器 交換のすすめ

**10年たったら、とりカエル。**

☎消防本部 予防課 ☎892-1850